

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日（金）第 603 号の 13



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

○鹿児島県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則（※）（学事法制課取扱い） 1

規 則

鹿児島県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第27号

鹿児島県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県私立学校等に関する規則（平成 7 年鹿児島県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表中「第30条第1項（私法第64条第5項）を「第23条第1項（私法第152条第6項）に，「第45条第1項（私法第64条第5項）を「第108条第3項（私法第152条第6項）に，「第45条第2項（私法第64条第5項）を「第108条第5項（私法第152条第6項）に，「第50条第2項（私法第64条第5項）を「第109条第3項（私法第152条第6項）に，「学校法人解散認可（認定）申請書」を「学校法人解散認可申請書」に，「第52条第2項（私法第64条第5項）を「第126条第3項（私法第152条第6項）に，「第64条第6項」を「第152条第7項」に，「第32条第1項（私法第64条第5項）を「第25条第1項（私法第152条第6項）に，

私法第37条第3項第4号（私法第64条第5項において準用する場合を含む。）	監査報告書	別記第27号様式
私法第40条の4（私法第64条第5項において準用する場合を含む。）	仮理事選任請求書	別記第28号様式

を

私法第34条第2項（私法第152条第6項において準用する場合を含む。）	一時理事選任請求書	別記第28号様式
私法第50条第2項（私法第152条第6項において準用する場合を含む。）	一時監事選任請求書	別記第28号様式の2
私法第65条第2項（私法第152条第6項において準用する場合を含む。）	一時評議員選任請求書	別記第28号様式の3

に，「第50条第4項（私法第64条第5項）を「第109条第5項（私法第152条第6項）に，「第50条の7（私法第64条第5項）を「第115条（私法第152条第6項）に，「第50条の14（私法第64条第5項）を「第122条（私法第152条第6項）に，「第1条第1項又は」を「第6条第1項又は」に，「理事（理事長，監事）変更届出書」を「役員等変更届出書」に，「私令第1条第1項」を「私令第6条第1項」に改め，同表に次のように加える。

私法第72条第1項（私法第152条第6項において準用する場合を含む。）	評議員による評議員会の招集許可申請書	別記第35号様式
-------------------------------------	--------------------	----------

別記第 6 号様式の 2 中「(3) 理事会及び評議員会の議事録の写し」を

「(3) 理事会及び評議員会の議事録の写し」に改める。

(4) その他知事が必要と認める書類」

別記第 8 号様式及び別記第 9 号様式を次のように改める。

第 8 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

設立者又は設立代表者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

学校法人寄附行為認可申請書

学校法人〇〇〇〇の設立を目的とする寄附行為の認可を受けたいので、私立学校法第 23 条第 1 項（第 152 条第 6 項において準用する同法第 23 条第 1 項）の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 設立趣意書
- 2 設立決議録
- 3 設立代表者の履歴書
- 4 理事・監事・評議員の就任承諾書及び履歴書並びに理事・監事・評議員が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類
- 5 当該学校法人が会計監査人を置く場合は、会計監査人の就任承諾書、会計監査人の登記事項証明書（会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書類）及び会計監査人が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類
- 6 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
- 7 寄附申込書
- 8 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
- 9 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
- 10 当該学校法人の設置する学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図
- 11 申請年度から学校の完成年度までの事業計画及びこれに伴う予算書
- 12 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書
- 13 学校の設置に要する経費及び初年度の経常経費並びにその支払計画を記載した書類
- 14 学校の設置に要する経費及び初年度の経常経費の財源の調達方法及びその時期を記載した書類
- 15 当該学校法人の設置する学校の収容定員に対する校地及び校舎の基準面積及び現有面積を記載した書類
- 16 財産の一覧について公認会計士の監査の結果を記載した書類
- 17 当該学校法人の沿革その他の参考となる書類
- 18 寄附行為

第 9 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

法人の住所
法人の名称
代表者の氏名

学校法人寄附行為変更認可申請書

学校法人〇〇〇〇の寄附行為の変更について、私立学校法第108条第3項（第152条第6項において準用する同法第108条第3項）の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 変更の事由

2 寄附行為の変更の条項

3 関係書類

- (1) 寄附行為の変更の条項に係る新旧の比較対照表及び変更後の寄附行為の全文
- (2) 寄附行為所定の手続を経たことを証明する書類（理事会及び評議員会の議事録の写し等）

注 寄附行為の変更が次の(1)から(4)までに該当する場合は、上記の関係書類のほかに、それぞれに掲げる書類を添付すること。

- (1) 学校、課程、学科若しくは部を設置する場合（(3)に該当する場合を除く。）

ア 寄附申込書

イ 設置する学校、課程等に係る不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等

ウ 設置する学校、課程等に係る不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書

エ 当該学校法人の設置する学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図

オ 2年間の事業計画及びこれに伴う予算書

カ 申請年度の前年度の財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに申請年度の予算書

キ 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書

- (2) 学校、課程、学科、部又は収益事業を廃止する場合（(3)に該当する場合を除く。）

ア 廃止する学校、課程等又は収益事業に係る財産の処分に関する事項を記載した書類

イ 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

ウ 2年間の事業計画及びこれに伴う予算書

- (3) 当該学校法人が従来設置していた学校、課程、学科又は部を廃止し、その職員組織等を基に、当該学校法人が他の学校、課程、学科又は部を設置しようとする場合

ア 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

イ 当該学校法人の設置する学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図

- (4) 新たに収益事業を行う場合

ア 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書

- イ 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- ウ 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- エ 申請年度の前年度の財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類，貸借対照表及び収支決算書並びに申請年度の予算書
- オ 負債がある場合又は借入れを予定する場合には，その償還計画書

別記第 9 号様式の 2 中「第 45 条第 2 項（第 64 条第 5 項）」を「第 108 条第 5 項（第 152 条第 6 項）」に、「同法第 45 条第 2 項」を「同法第 108 条第 5 項」に改め、「（私立学校法第 42 条に規定する手続きを含む。）」を削り、「写し」を「写し等」に改める。

別記第 10 号様式中「学校法人解散認可（認定）申請書」を「学校法人解散認可申請書」に、「第 50 条第 2 項（第 64 条第 5 項）」を「第 109 条第 3 項（第 152 条第 6 項）」に、「同法第 50 条第 2 項」を「同法第 109 条第 3 項」に、「認可（認定）を」を「認可を」に、

「(2) 私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号に規定する手続（同法第 42 条第 1 項に規定する手続を含む。）又は寄附行為所定の手続（同法第 42 条に規定する手続を含む。）を経たことを証明する書類（理事会及び評議員会の議事録の写し）

(3) 財産目録

(4) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類」
を

「(2) 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に該当する場合にあっては寄附行為所定の手続を経たことを証明する書類（理事会及び評議員会の議事録の写し等）

(3) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

(4) 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類」
に改める。

別記第 11 号様式及び別記第 12 号様式を次のように改める。

第 11 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

法人の住所
法人の名称
代表者の氏名
法人の住所
法人の名称
代表者の氏名

学校法人合併認可申請書

学校法人〇〇〇〇と学校法人〇〇〇〇との合併について、私立学校法第 126 条第 3 項（第 152 条第 6 項において準用する同法第 126 条第 3 項）の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 合併の事由
- 2 合併の時期
- 3 合併後の学校法人の名称
- 4 関係書類
 - (1) 理由書
 - (2) 私立学校法第 126 条第 1 項及び第 2 項に規定する手続（その他寄附行為をもって定める手続がある場合は、当該手続を含む。）を経たことを証明する書類（理事会及び評議員会の議事録の写し等）
 - (3) 私立学校法第 129 条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証明する書類
 - (4) 合併契約書
 - (5) 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人の寄附行為
 - (6) 合併前の各学校法人の寄附行為
 - (7) 合併前の各学校法人の次に掲げる書類
 - ア 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
 - イ 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
 - ウ 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
 - エ 当該学校法人の設置する学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図
 - オ 貸借対照表
 - (8) 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人の次に掲げる書類
 - ア 理事・監事・評議員の就任承諾書及び履歴書並びに理事・監事・評議員が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類（合併後存続する学校法人については、引き続き理事・監事・評議員となる者の就任承諾書を除く。）
 - イ 当該学校法人が会計監査人を置く場合は、会計監査人の就任承諾書、会計監査人の

登記事項証明書（会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書類）及び会計監査人が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類
ウ 合併後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書

- (9) 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人の設置する学校の学則
注 合併によって新たに学校法人を設立する場合の申請人は、新たな学校法人の設立代表者
とすること。

第 12 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

法人の住所
法人の名称
代表者の氏名

学校法人組織変更認可申請書

学校法人〇〇〇〇の組織変更について、私立学校法第 152 条第 7 項の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 寄附行為の変更の条項

2 変更の事由

3 関係書類

(1) 理由書

(2) 私立学校法第 108 条第 1 項及び第 2 項に規定する手続（その他寄附行為をもって定める手続がある場合は、当該手続を含む。）を経たことを証明する書類（理事会及び評議員会の議事録の写し等）

(3) 寄附行為の変更の条項に係る新旧の比較対照表及び変更後の寄附行為の全文

(4) 理事・監事・評議員の就任承諾書及び履歴書並びに理事・監事・評議員が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

(5) 当該学校法人が会計監査人を置く場合は、会計監査人の就任承諾書、会計監査人の登記事項証明書（会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書類）及び会計監査人が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類

(6) 寄附申込書

(7) 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等

(8) 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書

(9) 当該学校法人の設置する学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図

(10) 組織変更後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書

(11) 申請年度の前年度の財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに申請年度の予算書

(12) 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書

(13) 学校の設置に要する経費及び初年度の経常経費並びにその支払計画を記載した書類（新たに学校を設置する場合に限る。）

(14) 学校の設置に要する経費及び初年度の経常経費の財源の調達方法及びその時期を記載した書類（新たに学校を設置する場合に限る。）

(15) 申請年度から学校の設立後完成年度までの事業計画及びこれに伴う予算書（新たに学校を新設する場合に限る。）

(16) 当該学校法人の設置する学校の収容定員に対する校地及び校舎の基準面積及び現有面積を記載した書類

(17) 財産の一覧について公認会計士の監査の結果を記載した書類

別記第 26 号様式中「第 30 条第 1 項各号」を「第 23 条第 1 項各号」に、「第 32 条第 1 項（第 64 条第 5 項）」を「第 25 条第 1 項（第 152 条第 6 項）」に、「準用する同法第 32 条第 1 項」を「準用する同法第 25 条第 1 項」に改める。

別記第 27 号様式を次のように改める。

第 27 号様式 削除

別記第 28 号様式中「仮理事選任請求書」を「一時理事選任請求書」に、「第 40 条の 4（第 64 条第 5 項）」を「第 34 条第 2 項（第 152 条第 6 項）」に、「同法第 40 条の 4」を「同法第 34 条第 2 項」に、「仮理事の選任を」を「関係書類を添えて一時理事の職務を行うべき者の選任を」に、「仮理事に」を「一時理事の職務を行うべき者に」に、「理事会の議事録の写し」を「私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類」に、「その他仮理事」を「その他一時理事の職務を行うべき者に」に、「わかる」を「分かる」に改める。

別記第 28 号様式の次に次の 2 様式を加える。

第 28 号様式の 2（第 5 条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

利害関係人 住 所
氏 名

一時監事選任請求書

私立学校法第 50 条第 2 項（第 152 条第 6 項において準用する同法第 50 条第 2 項）の規定により、関係書類を添えて一時監事の職務を行うべき者の選任を下記のとおり請求します。

記

1 理 由

- 2 一時監事の職務を行うべき者にふさわしいと考えられる者は、次のとおりです。
（複数記入）

氏 名	住 所	生 年 月 日
1		
2		
3		

3 関係書類

- (1) 2 に掲げる者の同意書及び略歴を記載した書類
- (2) 寄附行為
- (3) 私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類
- (4) その他一時監事の職務を行うべき者の選任が必要な理由が分かる書類

第 28 号様式の 3（第 5 条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

利害関係人 住 所
氏 名

一時評議員選任請求書

私立学校法第 65 条第 2 項（第 152 条第 6 項において準用する同法第 65 条第 2 項）の規定により、関係書類を添えて一時評議員の職務を行うべき者の選任を下記のとおり請求します。

記

1 理 由

- 2 一時評議員の職務を行うべき者にふさわしいと考えられる者は、次のとおりです。
（複数記入）

氏 名	住 所	生 年 月 日
1		
2		
3		

3 関係書類

- (1) 2 に掲げる者の同意書及び略歴を記載した書類
- (2) 寄附行為
- (3) 私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類
- (4) その他一時評議員の職務を行うべき者の選任が必要な理由が分かる書類

別記第 29 号様式中「第 50 条第 4 項（第 64 条第 5 項）」を「第 109 条第 5 項（第 152 条第 6 項）」に、「同法第 50 条第 4 項」を「同法第 109 条第 5 項」に改める。

別記第 30 号様式中「第 50 条の 7（第 64 条第 5 項）」を「第 115 条（第 152 条第 6 項）」に、「同法第 50 条の 7」を「同法第 115 条」に改める。

別記第 31 号様式中「第 50 条の 14（第 64 条第 5 項）」を「第 122 条（第 152 条第 6 項）」に、「同法第 50 条の 14」を「同法第 122 条」に改める。

別記第 32 号様式を次のように改める。

第 32 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

法人の住所
法人の名称
代表者の氏名

役員等変更届出書

学校法人〇〇〇〇の役員等を変更したので、私立学校法施行令第 6 条第 1 項（第 2 項）の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 変更役員等の氏名等

新・旧・ 重任の別	理 事 ・ 理 事 長 ・ 監 事 ・ 評 議 員 ・ 会計監査人 の別	選任条項	氏 名	住 所	就 任 (辞任) 年月日

注 選任条項欄には、選任の根拠となった寄附行為の条項を「第〇条第〇項第〇号」のように記入すること。

2 登記の年月日（理事の変更の場合に限る。）

年 月 日

3 関係書類

- (1) 理事、監事又は評議員の就任に係る届出にあっては、就任承諾書、履歴書及び理事、監事又は評議員が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類
- (2) 理事、監事又は評議員の就任に係る届出にあっては、寄附行為所定の手続を経たことを証明する書類（理事会及び評議員会の議事録の写し等）
- (3) 会計監査人の就任に係る届出にあっては、就任承諾書、会計監査人の登記事項証明書（会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書類）及び会計監査人が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類
- (4) 会計監査人の就任に係る届出にあっては、評議員の決議を経たことを証する書類
- (5) 辞任届（任期満了及び死亡の場合を除く。）
- (6) 学校法人の登記事項証明書（当該法人の登記を変更した場合に限る。）

別記第33号様式中「第 1 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

別記第34号様式の次に次の 1 様式を加える。

第35号様式（第 5 条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

評議員による評議員会の招集許可申請書

私立学校法第72条第 1 項（第152条第 6 項において準用する同法第72条第 1 項）の規定により、評議員会の招集の許可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 学校法人名
- 2 会議の日時及び場所
- 3 会議の目的である事項
- 4 会議の目的である事項に係る議案
- 5 理事に対して評議員会の招集を請求した日
- 6 関係書類
理事に対して評議員会の招集を請求した書類の写し
附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。